

安 全 管 理 規 程

平成18年12月20日

平成23年 3月15日

平成26年12月 5日

令和 2年 4月 1日

令和 4年12月 1日

神 新 汽 船 株 式 会 社

目 次

第1章 総則

第2章 経営トップの責務

第3章 安全管理の組織

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

第7章 安全管理規程の変更

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

第9章 運航の可否判断

第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

第12章 輸送施設の点検整備

第13章 海難その他の事故の処理

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

第15章 雑 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する旅客船（以下「船舶」という。）の業務（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	安全マネジメント態勢	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営トップ	事業者において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統括責任者
(7)	運航管理員	運航管理者以外の者で船舶の運航の管理に従事する者(副運航管理者及び運航管理補助者)
(8)	副運航管理者	特定の区域内にある船舶の運航の管理に関し、運航管理者を補佐し、

		かつ、運航管理者の職務のうち特定の職務を分掌する者
(9)	運航管理補助者	運航管理者又は副運航管理者の職務を補佐する者
(10)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(11)	副運航管理者 代行	副運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(12)	陸上作業員	陸上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(13)	船内作業員	船舶上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(14)	運航計画	起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、 運航の時季等に関する計画
(15)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、 予備船の投入等に関する計画
(16)	配乗計画	乗組員の編成、勤務割り等に関する計画
(17)	発航	現在の停泊場所を解らん又は抜錨して次の目的港への航海を 開始すること
(18)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(19)	港内	港則法に定める港の区域内(港則法に定めない港については港湾法 の港湾区域内、港則法及び港湾法の適用のない港については社会通念 上港として認められる区域内) ただし、港域が広大であって船舶の運 航に影響を与えるおそれのない港域を除く。
(20)	入港	港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、関門等を通航して防波 堤等の内部へ進航すること
(21)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港 (着岸)」を行うこと
(22)	反転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引返すこと

(23)	気象・海象	風速（10分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大距離ただし、視程が方向によって異なる場合はその中の最小値をとる）及び波高（隣り合った波の峰と谷との鉛直距離）
(24)	運航基準図	航行経路（起終点、寄港地、針路、変針点等）、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(25)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板、シップランプ等船舶側から属具又は施設を架設した場合はその先端までを含む。
(26)	陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。
(27)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(28)	陸上施設	岸壁（防舷設備を含む。）、タラップ、旅客待合室、駐車場、船舶の係留、旅客及び車両の乗降等の用に供する施設
(29)	車両	道路運送車両法第2条第1項に規定する「道路運送車両」
(30)	自動車	道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であつて、2輪のもの以外のもの

（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準）

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を定める。

- 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物等の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、

この規程及び事故処理基準に定めるところによる。

- 5 地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合には、地震防災対策基準に定めるところにより、地震防災対策を実施するものとする。

第2章 経営トップの責務

(経営トップの主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

(経営トップの責務)

第5条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

- 2 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 経営トップは、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。

- 2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則
- (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善

- 3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範

により、周知を容易かつ効果的に行う。

4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し実施する。

2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。

3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。

4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理員を置く。

(1) 本 社	安全統括管理者	1 人
	運航管理者又は運航管理補助者	1 人
(2) 下田営業所	運航管理者又は副運航管理者	1 人
	運航管理補助者	1 人
(3) 神津島営業所	副運航管理者	1 人
	運航管理補助者	1 人
(4) 式根島営業所	副運航管理者	1 人
	運航管理補助者	1 人
(5) 新島営業所	副運航管理者	1 人
	運航管理補助者	1 人
(6) 利島営業所	副運航管理者	1 人
	運航管理補助者	1 人

2 本社及び各営業所の管理する区域は、次のとおりとする。

- (1) 本 社 航路全域
- (2) 下田営業所 航路全域
- (3) 神津島営業所 下田～神津島～式根島間
- (4) 式根島営業所 神津島～式根島～新島間
- (5) 新島営業所 式根島～新島～利島間
- (6) 利島営業所 新島～利島～下田間

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定する要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき
- (3) 安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(運航管理員等の選任及び解任)

第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理員を選任する。

- 2 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理員を解任する。
- 3 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により副運航管理者を選任する。
- 4 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて副運航管理者を解任する。

(運航管理者代行及び副運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者及び副運航管理者は、運航管理補助者の中から運航管理者代行又は副運航管理者代行を指名しておくものとする。

- 2 前項の場合において、運航管理者及び副運航管理者は、それぞれ2人以上の者を順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制にななければならない。

- 2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として下田営業所または本社に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは運航管理員と常時連絡できる体制にななければならない。

- 2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理員との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、第13条第2項の順位に従い運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を代行するものとする。

(副運航管理者の勤務体制)

第16条 副運航管理者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内に船舶が就航している

間は、原則として営業所に勤務するものとし、当該区域内に船舶が就航している間に職場を離れるときは、当該営業所の運航管理補助者と常時連絡できる体制にななければならない。

- 2 副運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ副運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。
- ただし、引継ぎ前に副運航管理者と運航管理補助者との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、第13条第2項の順位に従い副運航管理者代行が自動的に副運航管理者の職務を代行するものとする。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。
- (2) 船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を確保すること。
- (3) 運航管理員及び陸上作業員を指揮監督すること。

- 2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(副運航管理者の職務)

第19条 副運航管理者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに、運航管理者の指揮を受けて次の事項を分担する。

- (1) 気象・海象に関する情報、旅客数及び車両数、港内事情その他船舶の運航の管理のために必要な情報の収集並びに船長への伝達
- (2) 運航基準図の作成又は改定のための資料の収集
- (3) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の指揮監督
- (4) 陸上における旅客の乗下船、車両の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際における作業の指揮監督並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言
- (5) 陸上施設の点検及び整備
- (6) 旅客等が遵守すべき事項等の周知

(運航管理補助者の職務)

第20条 運航管理補助者は、運航管理員の中から運航管理者及び副運航管理者が指名するものとし、運航管理者又は副運航管理者を補佐するほか、運航管理者又は副運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従い、その職務を代行する。

第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第21条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは、遅滞なく規程の変更を発議しなければならない。

- 2 安全統括管理者又は運航管理者は、前項の発議をしようとするときは、船長の意見を十分に聴取しなければならない。
- 3 経営トップは、第1項の発議があったときは、総務部及び業務部の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第22条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、業務部が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て、業務部長が決定する。

- 2 業務部は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
- 3 運航管理者は、第1項の同意に際しては、次の事項についてその安全性を検討するものとする。

- (1) 使用船舶の構造、設備及び性能
- (2) 陸上施設の構造、設備及び性能
- (3) 使用船舶と陸上施設の適合性
- (4) 使用港の港勢並びに航路の自然的性質及び交通状況
- (5) 運航ダイヤ
- (6) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項

(配乗計画の作成及び改定)

第23条 配乗計画を作成又は改定する場合は、総務部が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て、総務部長が決定する。

- 2 総務部は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
- 3 運航管理者は、第1項の同意に際しては、次の事項についてその安全性を検討するものとする。
 - (1) 法定乗組員並びに法定乗組員以外の乗組員が適正に確保されていること。

(2) 航路に関する気象・海象、地形、障害物、交通事情等に精通した船舶職員が乗組むこととなっていること。

(3) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第24条 運航計画又は配船計画を臨時に変更する必要がある場合は、業務部が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て業務部長が決定する。配乗計画を臨時に変更しようとする場合も、総務部が同様の措置を講じたのち、総務部長が決定する。

- 2 総務部または業務部は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
- 3 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、運航管理者及び船長は協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

- 第25条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。
- 2 船長は、運航中止に係る判断を行うにあたって、自ら直ちに判断することが困難で詳細な検討を行う必要があると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
 - 3 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第30条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。
 - 4 第二項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
 - 5 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。

- 6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 7 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第26条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

- 2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。

(経営トップ又は安全統括管理者の指示)

第27条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

- 2 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。
- 3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

第28条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断等の記録)

第29条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の

措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第 30 条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4) 及び (5) については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数及び車両数
- (6) 営業所における乗船待ちの旅客数及び車両数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第 31 条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。ただし、

(1) 及び (2) については副運航管理者への連絡をもって代えることができる。

- (1) 発航前検査を終え出港するとき
- (2) 運航基準に定められた地点に達したとき
- (3) 入港したとき
- (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
- (5) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関その他設備等に修理又は整備を必要とする事態が生じたとき

2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報

(2) 障害物(浮流物)及び鯨類の目撃に関する情報

(3) 海上保安官署、航行中の他の船舶より発せられる運航に関する情報等

(4) その他航行中の水路の状況

(運航基準図)

第32条 運航管理者は、運航基準図を作成しなければならない。

2 運航管理者は、前項の運航基準図の作成に際しては、船長と十分協議するものとする。

3 運航基準図に記載すべき事項は、運航基準に定めるところによる。

第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第33条 運航管理者は陸上従業員の中から陸上作業員を、船長は乗組員の中から船内作業員を指名する。

2 運航管理者は、陸上作業員の中から作業指揮者（以下「陸上作業指揮者」という。）を指名する。

3 船長は、船内作業員の中から作業指揮者（以下「船内作業指揮者」という。）を指名する。

4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。

5 作業員の具体的配置、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者の所掌その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

第34条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第35条 旅客の乗船及び下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ並びに船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(車両区域の立入制限)

第36条 船長は、原則として、離岸後着岸するまでの間、次に掲げる自動車の運転手又は監視人以外の旅客が車両区域に立入ることを禁止する措置を講じなければならない。

(発航前点検)

第37条 船長は、発港前に船舶が、航海に支障がないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

(船内巡視)

第38条 船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、乗組員をして旅客区域、車両甲板その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

2 船内巡視委員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし、急を要する場合であつて船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかに船長に報告するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第39条 運行管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、それぞれ陸上及び船内において、旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第40条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。

3 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施

させてはならない。

第 12 章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第 4 1 条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第 4 2 条 船長は、次の設備、装置等について点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日 1 回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。

- (1) 船体
- (2) 機関
- (3) 排水設備
- (4) 操舵設備
- (5) 係船設備
- (6) 揚錨設備
- (7) 救命設備
- (8) 消防設備
- (9) 無線設備
- (10) 脱出設備
- (11) 非常用警報装置
- (12) 照明設備
- (13) 航海用具
- (14) 乗降用設備
- (15) 放送設備

(16) その他（衛生設備、掲示板等）

2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちに運航管理者に次の事項を報告（副運航管理者を経由する場合を含む。）するものとする。

(1) 異常のある個所（次号に掲げるものを除く。）及びその状況並びにそれに対して講じた措置

(2) 乗組員のみでは修復整備できない異常のある個所及びその状況

3 運航管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに業務部に対し、当該状況を通報し、乗組員が行った措置に対する検討又は修復整備を求めるものとする。

（陸上施設の点検整備）

第43条 運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて毎日1回以上次の施設等の点検を実施するものとする。

(1) 係留施設（防舷材、ビット、岸壁等）

(2) 乗降用施設（タラップ等）

(3) 転落防止施設（遮断鎖等）

(4) 駐車場施設

(5) 船客待合所（消火設備、掲示板等）

2 運航管理者は、前項の点検中異常を発見したとき（副運航管理者から異常を発見した旨の報告を受けたときを含む。）は、直ちに総務部に当該状況を通報し、その修復整備を求めるものとする。

なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

第13章 海難その他の事故の処理

（事故処理にあたっての基本的態度）

第44条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第45条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

- 2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第46条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

- 2 前項の措置は、46条に定める場合を除き、事故処理基準に定める事故処理組織を指揮して行うものとする。

(経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置)

第47条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。

- 2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置

を講じなければならない。

(非常対策本部)

第48条 経営トップは、事故の規模あるいは事故の及ぼす社会的影響が大きいため、全社的体制でこれを処理する必要があると認めるときは、事故処理基準に定める非常対策本部を発動し、これを指揮して行うものとする。

(通信の優先処理)

第49条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

通信運用の責任者は、あらかじめ事故時の通信回線の確保及び統制のための手引きを定めておき、事故処理に際しては、速やかに通信回線の確保及び統制のために必要な措置をとらなければならない。

(関係官署への報告)

第50条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故調査委員会)

第51条 経営トップは、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発防止及び事故処理の改善に資するため、必要に応じ事故調査委員会を設置するものとする。

2 事故調査委員会の構成は、事故処理基準に定めるところによる。

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第52条 安全統括管理者及び運航管理者は、協力して運航管理員、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図らなければならない。

- 2 運航管理者は、航路の状況、海難その他の事故及びインシデント(事故等の損害を伴わない危険事象)事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(操練)

- 第53条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告するものとする。

(訓練)

- 第54条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て事故処理に関する訓練を計画し、年1回以上これを実施しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。

- 2 訓練の前後には打合せを行い、特記事項があれば経営トップへ意見具申する。

(記録)

- 第55条 運航管理者は、前3条の教育等を実施したときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

- 第56条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合には速やかに実施する。

- 2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。
- 3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。
- 4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。
- 5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に

陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第15章 雑 則

(安全管理規程等の備付け等)

第57条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）及び運航基準図を船舶、営業所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備付けておかなければならない。

- 2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第58条 安全統括管理者は、パソコン等を活用した輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化を行うとともに容易なアクセス手段を用意する。

- 2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへの直接上申する手段として意見箱を下田営業所に用意する。
- 3 安全統括管理者は前項の上申又はその他の手段他により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況等について社内へ周知する。
- 4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

附 則

この規程は、平成 26 年 12 月 5 日より実施する。

改正 令和 4 年 12 月 1 日より実施する。

運 航 基 準

平 成 18 年 12 月 20 日

平 成 26 年 12 月 5 日

令 和 4 年 6 月 30 日

令 和 4 年 12 月 1 日

令 和 6 年 5 月 1 日

神 新 汽 船 株 式 会 社

目 次

第 1 章	目 的	-----	1
第 2 章	運航の可否判断	-----	1
第 3 章	船 舶 の 航 行	-----	4

第 1 章 目 的

(目 的)

第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第 2 章 運 航 の 可 否 判 断

(発航の中止)

第 2 条 船長は、発航地港内の気象、海象が、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航地を中止しなければならない。ただし、第 5 条に定める狭視界出入港部署配置とし、かつ、港内における基準速力を減じて航行する場合の視程は、()内数値を使用することができるものとする。

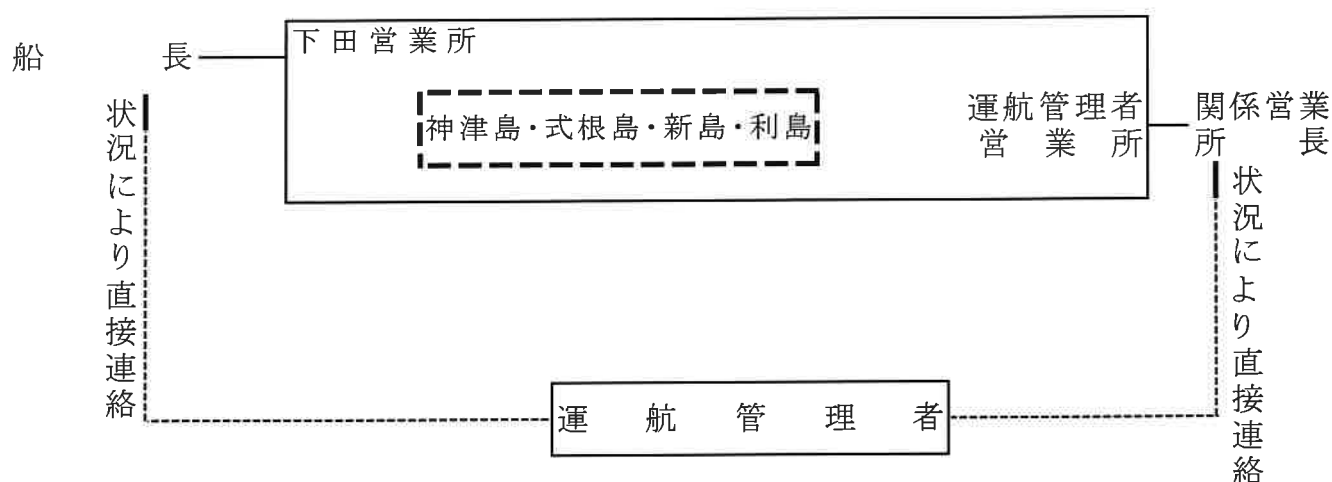
下 田 港

風 速	波 高	視 程
1 8 m / S	1 . 5 m	5 0 0 m (4 0 0 m)

2 船長は、発航前において航行中に遭遇する気象・海象(視程を除く)が、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風 速	波 高
2 0 m / S	3 m

3 船長は、前 2 項の規定に基づき、発航の中止を決定するときは、次の組織表により気象・海象の情報を収集するとともに、決定後の連絡については、次表に従って行うものとする。



4 船長は、前各項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置、その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の中止)

第 3 条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により、旅客の船内における歩行が著しく困難となる恐れがあり、又は搭載貨物の移動、転倒等の事故が発生する恐れがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更、その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生する恐れがあるおおよその海上模様は、次に掲げるとおりとする。

風速	波高
1.5 m / S	2.5 m

3 船長は、航行中周囲の気象・海象（視程を除く）が次に掲げる条件の一に達する恐れがあると認めるときは、目的地への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとなければならない。

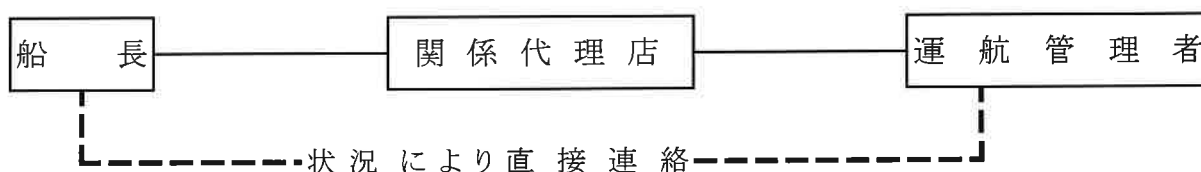
ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速	波高
20 m/ S	3 m

- 4 船長は、航行中周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともに適度の速力に減速し、状況に応じて機関の停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程	1,000 m
----	---------

- 5 船長は前各項の措置をとったときは、次の区分により（副）運航管理者にその旨を連絡するものとする。



（注）関係営業所は系統区分に従い連絡すること。

（入港の中止）

- 第4条 船長は入港予定地港内の気象・海象が、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港地を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港、その他の適切な措置をとらなければならない。

ただし、第5条に定める狭視界出入港部署配置とし、かつ、港内における基準速力を減じて航行する場合の視程は、（ ）内数値を使用することができるものとする。

象 気象・海	風速	波高	視程
下田港	16 m / S	1.5 m	500 m (400 m)

第 3 章 船 舶 の 航 行

(航海当直配置等)

第 5 条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を決めておくものとする。

変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 狭視界出入港配置
- (3) 通常航海当直配置
- (4) 狭視界航海当直配置
- (5) 荒天航海当直配置
- (6) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第 6 条 運航基準図に記載すべき事項は、次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路(針路、変針点)
- (3) 標準運航時刻
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が(副)運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等、航行の障害となるものの位置
- (8) その他、航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第 7 条 基準経路は、運航基準図のとおりとする。

- 2 船長は、気象、海象等の状況により、やむを得ず基準経路以外の経路を航行しようとするときは、運航管理者と事前に協議しなければならない。ただし、事前に協議できない場合は、すみやかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。
- 3 運航管理者は、2 の協議又は連絡を受けたときは、変更後の経路の安全について十分検討し、必要な助言及び援助をするものとする。

(速力基準等)

第 8 条 速力基準は、次表のとおりとする。

フェリーあぜりあ

速 力 区 分		速 力	毎分機関回転数
港内	最 微 速	9.2ノット	400 rpm
	微 速	10.1	440
	半 速	11.1	480
	全 速	12.0	520
航海速力		15.2	710

くろしお丸

速 力 区 分		速 力	毎分機関回転数	翼 角
港内	最 微 速	3.0ノット	440 rpm	6.0 °
	微 速	6.8	550	10.0
	半 速	11.2	630	16.0
	全 速	13.3	660	19.0
航海速力		16.2	696	22.3

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならない。

(通常連絡等)

第 9 条 船舶の運航に伴う通常連絡は、次の区分により行い、船長は運航管理者に①通過地点②通過時刻③天候、風向、風速、波浪、視程の状況④その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項を連絡しなければならない。

- 2 航行中の船舶と各営業所間の連絡

入港30分前に船舶より入港地営業所に連絡

3 各営業所間の連絡

仕出港営業所は、仕向港営業所に対して出港後、出港連絡を行う。

4 各営業所と船舶の連絡

各営業所から船舶に行う出港後の業務連絡、仕向港の気象・海象状況の連絡は適宜行うものとする。

5 (副)運航管理者は、航行に関する安全情報等、船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度すみやかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第 10 条 船長と運航管理者との連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する営業	27MHz無線電話、船舶電話、携帯電話
(2)	緊急の場合	本社又は最寄りの営業所	27MHz無線電話、船舶電話、携帯電話、緊急用衛星

(避泊地の選定等)

第 11 条 運航管理者は、船長と協力して選定した次の避泊地について海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な箇所に備付けておくものとする。

2 船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して前項の避泊地のいずれかを選定するものとする。ただし、船長の判断により当時の気象・海象、他船停泊状況等を考慮のうえ、さらに適当とされる場所を選定することは差し支えない。

3 (副)運航管理者は、船長から避泊地の選定に関し避泊地の気象・海象、他船の停泊状況等の情報を求められた場合は、すみやかに適切な情報の提供を行うものとする。

4 船長は、避泊後、直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を(副)運航管理者に連絡し、その後 2 時間毎に付近の気象・海象、他船の停泊状況等を(副)運航管理者に連絡しなければならない。

- 5 前項の連絡が副運航管理者になされた場合は、当該副運航管理者は直ちに当該船舶の船長から連絡事項を運航管理者に連絡しなければならない。

(入港連絡等)

第 12 条 船長は、入港 30 分前になったときは、(副) 運航管理者に、次の事項を連絡するものとする。

(1) 入港予定時刻

(2) その他(副) 運航管理者の援助を必要とする事項

- 2 前項の連絡を受けた(副) 運航管理者は、船長に、次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については、引き続き連絡するものとする。

(1) 着岸岸壁の指定

(2) 着岸岸壁の使用船舶の有無

(3) 着岸岸壁付近の停泊船舶及び航行船舶の状況

(4) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪(風浪、うねりの方向、波高) 及び潮流
(流向、流速)

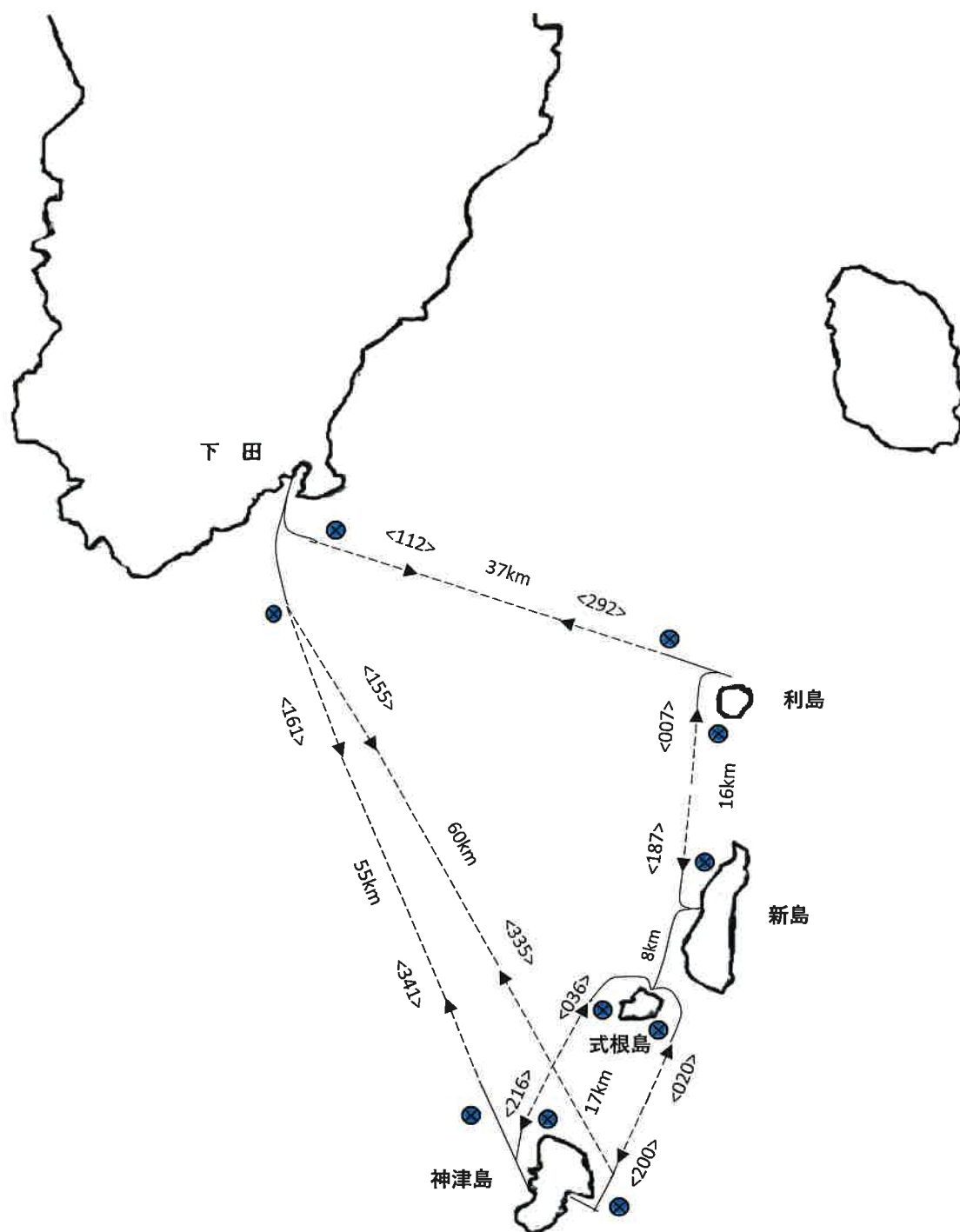
(5) その他、操船上の参考となる事項

(機器点検)

第 13 条 船長は、入港着岸前に入港地の状況に応じ、安全な海域において機関の後進、舵等の点検を実施する。

(記録)

第 14 条 船長は、運航管理者は、基準航路の変更、欠航、抜港等の協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌、航海日誌に記録するものとする。



⊗ (副) 運航管理者と連絡を取る地点

— 船長が直接操船を行う区間

作 業 基 準

平 成 18 年 12 月 20 日

平 成 22 年 3 月 31 日

平 成 26 年 12 月 5 日

令 和 6 年 5 月 1 日

神 新 汽 船 株 式 会 社

目 次

第 1 章	目 的	1
第 2 章	作 業 体 制	1
第 3 章	危 険 物 等 の 取 扱 い	2
第 4 章	乗 下 船 作 業 等	3
第 5 章	旅客の遵守事項等の周知	9
第 6 章	コンテナ固縛作業	11

第 1 章 目 的

(目 的)

第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関する作業の安全を確保することを目的とする。

第 2 章 作 業 体 制

(作業体制)

第 2 条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。

なお、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業遂行上必要と認める場合は各係の長を指名し、その係の作業を指揮させることができる。また作業員は、二つ以上の作業区分を、兼務して差し支えない。

(1) 陸上作業

- ① 乗下船する車両の誘導…………… 車 両 誘 導 係 1 名 以 上
- ② 乗下船する旅客の誘導…………… 旅 客 係 1 名 以 上
- ③ 船舶の離着時の綱取、綱放し…………… 綱 取 係 2 名 以 上
- ④ 乗船待機中の旅客の誘導…………… 整 理 係 1 名 以 上
- ⑤ 乗船待機中の車両の整理…………… 駐 車 場 整 理 係 1 名 以 上

(2) 船内作業

- ① 乗下船する車両の誘導…………… 車 両 誘 導 係 2 名 以 上
- ② 乗下船する旅客の誘導…………… 旅 客 係 1 名 以 上
- ③ 個縛装置等の取付、取りはずし…………… 個 縛 係 2 名 以 上

2 乗組員以外のものが船内で作業に従事する場合は、船内作業指揮者の指揮を受けるものとする。

3 陸上作業員指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあっては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

(陸上作業指揮者の所掌)

第 3 条 陸上作業指揮者は、(副) 運航管理者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。

- (1) 乗船待機中の旅客及び車両の整理
- (2) 乗下船する旅客及び車両の誘導
- (3) 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し並びに旅客及び車両乗降用施設等の操作
- (4) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

(船内作業指揮者の所掌)

第 4 条 船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- (1) 旅客及び車両の乗下船時の誘導並びに車両の積付け
- (2) 船舶の離着岸時における旅客及び車両乗降用施設等の操作
- (3) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

第 3 章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第 5 条 危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか、次によるものとする。

- (1) 陸上作業指揮者は、危険物運送の申込みがあったときは、直ちに当該危険物の分類、品目及び数量を(副) 運航管理者に報告すること。
- (2) (副) 運航管理者は、報告のあった当該危険物が旅客船への搭載が許されているものであるかどうかを確認のうえ、船舶への積載方法について船長と協議して陸上作業指揮者に指示し、船内作業指揮者に連絡すること。

2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「刀剣等」という。）の取扱いは、次によるものとする。

（1） 陸上作業指揮者は、刀剣等の運送の申込みがあったときは、直ちに（副）運航管理者に当該刀剣等の品名及び数量を報告すること。

（2）（副）運航管理者は、報告のあった当該刀剣等について、運送を拒絶し、又は一定の条件を付して運送を引受けるよう陸上作業指揮者に指示すること。ただし、運送を引受ける場合であっても原則として客室に持込むことは拒絶しなければならない。

3 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、車両の積載貨物その他の物品が前2項に該当するおそれがあると認めたときは（副）運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立会いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。

4 船長及び陸上作業指揮者は、前3項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を（副）運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗 下 船 作 業

（乗船待ちの旅客及び車両の整理）

第6条 陸上の整理係員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業、車両乗降用施設等の操作又は乗下船する車両により危害をうけないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

2 整理係員は、乗船待ち車両を下船する旅客及び車両の通行に支障とならないよう所定の場所に駐車させる。

3 駐車場整理係員は、駐車中の車両を点検し、燃料漏れの車両があるときは、陸上作に報告してその指示を受け、乗船までに修理させ又は乗船を拒否するものとする。

- 4 駐車場整理係員は、貨物積載車両を点検し、積付け又は個縛の状況が不良と認められるものについては、陸上作業指揮者に報告してその指示を受け、当該車両の運転者に積付けの是正又は再個縛若しくは増個縛を行わせる。
- 5 陸上作業指揮者は、車両への積載貨物の重量又は形状が大であるため、船内における積込み場所を特定し又は船内において再個縛を施す等考慮する必要があると認められるときは、その旨を船内作業指揮者に連絡する。

（乗船準備作業）

- 第 7 条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船及び車両の積込み作業に関し十分な打合わせを行い、各作業員に乗船開始時刻を周知する。原則として、旅客については離岸10分前、車両については8分前から乗船作業を開始する。
- 2 乗船作業開始5分前になったときは、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ作業員を配置して乗船通路(車両甲板ショアランプ及びタラップを含む。以下同じ。)を架設する。
 - 3 船内作業指揮者は、乗船通路が確実に設置されていることを確認した後、陸上作業指揮者及び船内作業員に乗船開始の合図をする。

（旅客の乗船）

- 第 8 条 陸上作業指揮者は船内作業指揮者の乗船開始の合図を受けた後、車両の積込みを行い、各作業員に乗船開始時刻を周知する。
- 2 陸上の旅客係員は、旅客を乗船口に誘導する。
 - 3 船内の旅客係員は、旅客を乗船口から船内に誘導する。
 - 4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数(無料幼児を含む)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して(副)運航管理者及び船長にそれ報告する。

(車両の積込み)

- 第 9 条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の積込み開始の合図を受けた後、陸上の車両誘導係員に車両の積込みを開始するよう指示する。
- 2 陸上の車両誘導係員は、車両をショアランプの先端まで誘導し、船内の車両誘導係員に車両の誘導を引き継ぐ。この場合、乗車人に対し、禁煙及びサイドブレーキの掛け忘れ防止を指示し、かつ適当な時期にヘッドライトを消灯させておくものとする。
- 3 船内の車両誘導係員は、陸上の車両誘導係員から引継ぎを受けた車両をその積付け位置まで誘導する。この場合、既に車両を離れ、客室に移動しつつある乗車人〔以下「航送旅客」という。〕の安全に十分注意しなければならない。
- 4 船内の車両誘導係員は、航送旅客を客室の通路へ安全に誘導する。

(自動車の積付け等)

- 第 10 条 自動車の積付けは、次のとおりとする。
- (1) 自動車の負担重量を平均するよう搭載すること。
- (2) 自動車列の両側に幅60cm以上の通路を船首尾方向に設けること。
- (3) 船首尾両端を除き、横方向に幅1m以上の通路を1条以上設けること。
- 2 船内車両誘導係員は、車両の積付けの際次の措置を講ずる。
- (1) 運転者に対して、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引くように明確に指示し、これらを確認した後下車させ、車両区域にどまらないよう指示すること。

(車止め及び個縛装置取付作業等)

- 第 11 条 個縛係員は、すべての自動車について車止めを施す。
- 2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象が風速15m/s以上及び波高2.5m以上に達するおそれがあると認めるときは、船内作業指揮者に対し、車止めの増強、個縛装置の取付け、オーバーラッシングの実施等を指示する。
- 3 船内作業指揮者は、前各項の作業終了後、作業が完全に行われたことを確認する。

(離岸準備作業)

- 第 12 条 陸上作業指揮者は、旅客の乗船及び搭載予定車両の積込みが終了したときは、車両誘導係員を指揮して、直ちに各入口に遮断索を張って通行を禁止し、船内作業指揮者にその旨を連絡する。
- 2 船内作業指揮者は、陸員作業指揮者と連絡をとり船内作業員を指揮してタラップ及びショアランプを収納する。
- 3 船内作業指揮者は、車両の積込みが終了したときは、作業員を指揮して航送旅客が車両区域内に残留していないことを確認した後、客室と車両区域間の通路又は昇降口を遮断する。
- 4 船内の旅客係員は、第1項の連絡を受けたときは直ちに舷門を閉鎖する。
- 5 船内作業指揮者は、前各号の作業が終了したときは、乗船旅客数及び搭載車両数を速やかに船長に報告する。

(離岸作業)

- 第 13 条 陸上作業指揮者は、離岸準備作業完了後、適切な時期に出港を放送させるとともに、見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸上支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱取係員を所定の位置に配置する。
- 2 船長は、すべての出港準備が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障ないことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離岸、出港させる。
- 3 陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取係員を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

(船内巡視)

第 14条 船内巡視は、別紙船内巡視要領により実施する。

- 2 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、臨時船内巡視班を編成して前項以外の巡視を実施させる。
- 3 船内巡視員は、異常の有無(安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。)を船長又は当直航海士に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

(着岸準備作業)

第 15条 (副)運航管理者は、船長から入港連絡を受けたならば陸上作業指揮者に対し着岸準備作業の開始を指示する。

- 2 陸上作業指揮者は、船舶の着岸時刻10分前までに綱取り作業及びタラップ等に必要な作業員を配置し、着岸準備を行う。

(着岸作業)

第 16条 陸上作業指揮者は、綱取係員を指揮して迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の発射又は係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

- 2 船内作業員は、係留索の発射にあたっては陸上作業員その他に危害を加えることのないよう十分注意するとともに船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

(係留中の保安)

第 17条 船長及び(副)運航管理者は、係留中、旅客及び車両の安全に支障のないようタラップ及びショアランプの保安十分留意する。

(下船準備作業)

第18条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者に号笛により合図する。

- 2 陸上作業指揮者も、又、1の確認をしたときは、船長に対し号笛により合図をする。
- 3 船内作業指揮者は、船内作業員を指揮して、車両区域の出入り口を開放し、陸上作業指揮者と緊密な連携のもとにショアランプを架設し、舷門を開放する。
- 4 船内作業指揮者は、ランプウェイの架設完了を確認した後、個縛係員を指揮して車両の車止めを取りはずす。

(旅客の下船)

第 19条 船内作業指揮者は、陸上作業指揮者と協力してタラップを架設し、架設完了を確認した後、船内の旅客係員を指揮して旅客を誘導し下船させる。

(車両の陸揚げ)

第 20条 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して航送旅客の乗車に先立ち船内放送等により次の事項を周知する。

- (1) 運転手は、係員の指示に従ってエンジンを始動すること。
- (2) 航送旅客は、車両甲板では禁煙を厳守すること。
- 2 船内作業指揮者は、着岸後船内車両誘導係員を指揮して航送旅客を乗車させる。
- 3 陸上作業指揮者は、ショアランプ及びその付近の状況に異常のないことを確認した後、通行止めをとり、船内作業指揮者に陸揚げの合図をする。
- 4 船内作業指揮者は、前項の合図を受けたときは、船内における車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、船内車両係員に車両の陸揚げを開始させる。
- 5 船内車両誘導係員は、車両をショアランプ上に停止させることのないよう誘導する。
- 7 陸上作業指揮者は、車両の陸揚げに際しては、陸上作業員を指揮してショアランプ及びその付近並びに陸上構内における車両通行の安全の確保に当たる。

(下船の終了)

第 21 条 旅客の下船及び車両の陸揚げが完了したときは、陸上作業指揮者と船内作業指揮者は相互に連絡をとり作業員を指揮して通路を遮断する。

- 2 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客及び車両の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、それぞれ(副) 運航管理者及び船長に報告する。

(車両の積込み及び陸揚げ等の中止)

第 22 条 船内作業指揮者及び陸上作業指揮者は、波高が1m以上または気象・海象の変化その他の理由により車両の積込み又は陸揚げが危険になったと認めるときは、作業を中断し、船長にその旨通報する。

- 2 船長は、前項の通報を受けたときは、作業現場の状況を確認し、(副) 運航管理者と協議して作業を中止するかどうかを決定する。
- 3 船長は、作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに船内作業指揮者及び陸上作業指揮者にその旨を指示する。

第 5 章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第 23 条 (副) 運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を放送及び掲示により周知しなければならない。周知事項の掲示は旅客待合所とする。

- (1) 旅客及び車両は乗下船時、係員の指示に従うこと。
- (2) 車両は、乗下船時、徐行すること。
- (3) 車両は、乗下船時、乗降中の他の車両の前に割り込まないこと。
- (4) 車両は、乗下船時、係員の指示に従いヘッドライトを消灯すること(夜間)。
- (5) 車両甲板における喫煙その他火気の取り扱いは、禁止されていること。
- (6) 車両甲板は、航行中、立入りが禁止されていること。
- (7) 車両甲板で下車する際は、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、すべてのスイッチを切り、旋錠しておくこと。
- (8) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (9) 船内においては、他人に危害をお加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (10) その他、旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項(臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む)。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第 24 条 船長は、旅客が乗船している間、適宜の時間に、次の事項を放送等により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項。
- (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
- (3) 非常の際の避難要領(非常信号、避難経路等)
- (4) 車両区域内における注意事項
- (5) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (6) 下船及び非常の際には、係員の指示に従うこと。
- (7) 航海中、許可なく車両区域に立ち入らないこと。
- (8) 下船の際は、係員の指示に従って車両区域に入ること。

2 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。

第 6 章 コンテナ固縛作業

(暴露甲板直載コンテナの固縛)

- 第 25 条 船長は、暴露甲板にコンテナを積載する際には、コンテナを固縛させなければならない。
但し、荒天が予想される場合は、オーバーラッシング等の実施を支持しなければならない。
- 2 船内作業指揮者は、暴露甲板に積載したコンテナを下記要領にて固縛させなければならない。
- (1) 固縛ワイヤー、固縛用ストッパー、固縛用ターンバックル当の固定用具を使用する。
これらの用具は定期的に整備しておかなければならない。
- (2) コンテナを固縛する際には、滑り止めの木製ダンネージもしくはゴムマットを敷かねばならない。
- (3) 積載されたコンテナの上部4箇所の隅金具に、固縛用ワイヤーを通し、固縛しなければならない。
- (4) 固縛用ストッパー、固縛用ターンバックルを使用して、固縛用ワイヤーを締めつけなければならない。
- (5) 複数のコンテナが並んだ場合、隣同士のコンテナ隅金具に固縛ワイヤーを通して固縛しなければならない。
- 3 船内作業指揮者は、状況により船倉内のコンテナを固縛させなければならない。
- 4 船内作業指揮者は、作業終了後固縛状況を確認の上、船長に報告しなければならない。

事 故 処 理 基 準

平 成 18 年 12 月 20 日

平 成 26 年 12 月 5 日

神 新 汽 船 株 式 会 社

目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	事故等発生時の通報	2
第 3 章	事 故 の 処 理 等	5

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この基準は、当社の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故の範囲)

第 2 条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態(以下「インシデント」という。)をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、重大な負傷若しくは疾病又はその他重大な人身事故(以下「人身事故」という。)
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、行方不明、重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天による運航の阻害
- (4) 強取(乗っ取り)、殺人、傷害又は暴行等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第 3 条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第 2 章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第 4 条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

2 船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表 1「官公署連絡表」により最寄りの海上保安官署等に行うものとする。

3 運航管理者は、事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話(FAXを含む)又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生に及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式(FAX用紙)を船舶及び事務所に備え置くものとする。

4 非常連絡は、原則として、別表 2によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項)

第 5 条 事故が発生した場合の連絡は、原則として、次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ① 船 名 ② 日 時 ③ 場 所 ④ 事故等の種類 ⑤ 死傷者の有無
- ⑥ 救助の要否 ⑦ 当時の気象・海象

事 故 等 の 種 類		連 絡 事 項
e	強取、殺人、傷害 暴行等の不法行為	① 事件の種類 ② 事件発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況等 ④ 被疑者の人数、氏名等 ⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥ 措置状況等
f	人身事故 (行方不明を除く)	① 事件発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員等の 行 方 不 明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由 (推定) ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等
h	その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
I	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

(2) 事故等の態様による事項

事 故 の 種 類		連 絡 事 項
a	衝 突 事 故	① 衝突の状況(衝突時の両船の針路、速力等) ② 船体、機器の損傷状況 ③ 浸水の有無(あるときはd項) ④ 流失油の有無(あるときはその程度及び防除措置) ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、(用)船主・船長名 (出来れば住所、連絡先) ⑦ 相手船の状況(船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等)
b	乗 揚 げ 事 故	① 乗揚げの状況(乗揚げ時の針路、速力、海底との 接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等) ② 船体周囲の水深、低質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④ 船体・機器、車両の損傷状況 ⑤ 浸水の有無(あるときはd項) ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流失油の有無(あるときはその程度及び防除措置)
c	火 災 事 故	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体・機器、車両の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し
d	浸 水 事 故	① 浸水箇所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器、車両の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流失油の有無(あるときはその程度及び防除措置)

第 3 章 事 故 の 処 理 等

(船長のとるべき措置)

第 6 条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体、貨物車両の保全のために船長が構ずべき必要な措置は、おおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立(船内及び船外)
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立(船内及び船外)
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第 7 条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず、船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第 4 条(非常連絡)に従って関係者に通報しなければならない。
- 3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安官署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舍の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(事故処理組織)

第 8 条 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

	職 務
安全総括管理者 運航管理者	総 指 揮 安全総括管理者補佐
救難対策班 班長 業務部長 班員 営業所員	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実態、その他救難に必要な事項に関すること。
旅客対策班 班長 総務部長 班員 営業所員	旅客及び被害者の把握、旅客名簿の作成、被災者の救護、欠航便の旅客処理、その他旅客対策に関すること。
庶務対策班 班長 総務部長 班員 営業所員	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応接(発表を除く。)、救護関係物資の調達・補給、その他庶務に関すること。
総務部 総務課長	本社にあって上記職務及び現地との連絡

(医療救護の連絡等)

第 9 条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表3「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

第 10 条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつ
つ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象
となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

第 11 条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

事故調査委員会

委 員 長	社 長
副 委 員 長	安全統括管理者 運 航 管 理 者
委 員	副運航管理者 総 務 部 長 業 務 部 長

第 4 章 非常対策本部の設置等

第 12 条 非常対策本部の組織及び編成は、次のとおりとする。

	職 務
社 長	総 指 揮
安全総括管理者 運航管理者	社長補佐又は総指揮
救難対策班 班長 業務部長 班員 営業所員	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実態、その他救難に必要な事項に関すること。
旅客対策班 班長 総務部長 班員 営業所員	旅客及び被害者の把握、旅客名簿の作成、被災者の救護、欠航便の旅客処理、その他旅客対策に関すること。
庶務対策班 班長 総務部長 班員 営業所員	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応接（発表を除く。）、救護関係物資の調達・補給、その他庶務に関すること。
総務部 総務課長	本社にあって上記職務及び現地との連絡

別表 1

官 公 署 連 絡 表

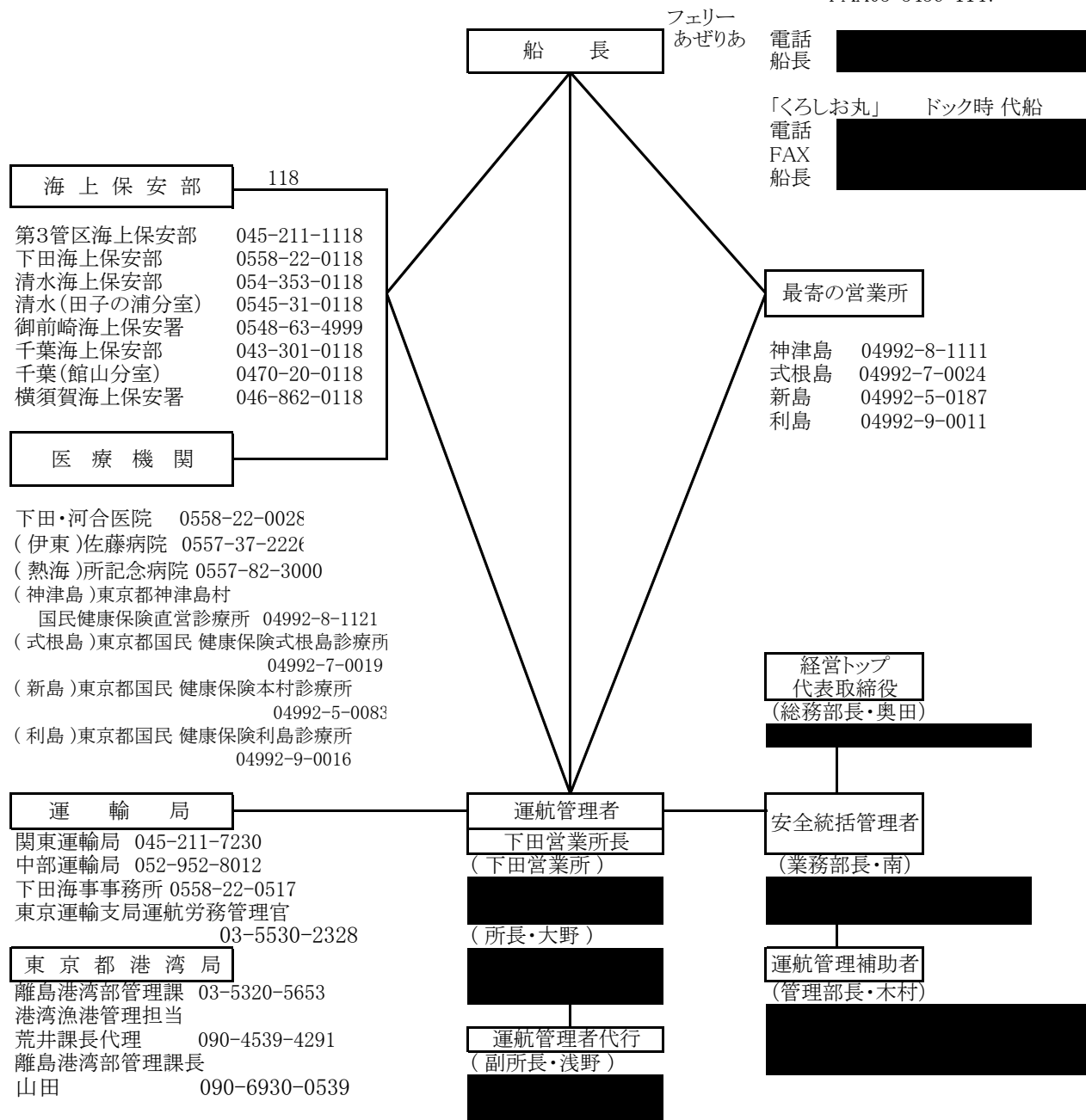
官 庁 名	電 話 番 号		郵便番号	住 所
	一 般	緊 急		
(海上保安庁)				
第3区海上保安部	045-211-0771	045-663-4999	231-8818	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57, 横浜第2合同庁舎
下田海上保安部	0558-22-0651	0558-22-4999	415-0001	静岡県下田市3-18-23 下田運輸総合庁舎
東京海上保安部	03-5564-0118	03-5564-4999	135-0064	東京都江東区青海2-56, 東京港湾合同庁舎
横浜海上保安部	045-201-1673	045-641-4999	231-0001	神奈川県横浜市中区新港無番地
横須賀海上保安部	0468-61-8365	0468-61-4999	237-0071	神奈川県横須賀市市田浦港町無番地
川崎海上保安署	044-266-1590	044-266-4999	210-0865	神奈川県川崎市川崎区千鳥町12-3
千葉海上保安部	043-242-7238	043-242-4999	260-0024	千葉県千葉市中央区中央港1-12-2
木更津海上保安署	0438-36-4711	0438-37-4999	292-0836	千葉県木更津市新港8-2
(国土交通省)				
関東運輸局	045-211-7213		231-8433	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第 2合同庁舎
東京運輸支局	03-5530-2320		135-0064	東京都江東区青海2-56、東京港湾合同庁舎
中部運輸局	052-952-8012		460-8528	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館
中部運輸局下田海事事務所	0558-22-0517		415-0001	静岡県下田市3-18-23、下田運輸総合庁舎

海上保安庁通信所表

通 信 所 名	呼出符号		執務時間	聴 取 周 波 数
	(呼出名称)			
関東統制通信事務所	JGC よこはまほあん		24時間	2187.5KHz (MFDSC 遭難周波数) 156.525MHz (VHF DSC 遭難周波数 CH70) 156.8 MHz (VHF 無線電話 CH16)

本社 電話03-3436-1146

FAX03-3436-1147



別表 3

令和 4年11月16日

医療機関連絡表

医療機関名	住 所	郵便番号	電 話 番 号
(下田) 河 井 医 院	静岡県下田市 2-13-3	415-0022	0558-22-0028
(利島) 東京都国民健康保険利島診療所	東京都利島村 105	100-0301	04992-9-0016
(新島) 東京都新島村国民健康保険本村診療所	東京都新島村 4-103	100-0400	04992-5-0083
(式根島) 東京都新島村式根島国民健康保険式根島診療所	東京都新島村式根島 311-1	100-0400	04992-7-0019
(神津島) 東京都神津島村国民健康保険直営診療所	東京都神津島村 1009-1	100-0601	04992-8-1121